

## ヒアリングの概要その2(10月13日分)

### 1 市民センター使用料

- 意見1 市民センターの主催講座の状況を見ると、趣味や習い事に関する講座が多く、社会教育施設というより、利用実態は貸室・貸館的な施設となっている。
- 意見2 受益者負担率の基準では、小・中学校、図書館及び市民センターが使用料を徴収しない施設に分類されているが、法律で対価を徴収してはならないと規定されている小・中学校や図書館と、市民センター（公民館）は区分して考えるべきである。
- 意見3 有料化により財源確保が図られるため、早期の施設修繕が可能となる。また、利用者のコスト意識の醸成につながることから、結果的に光熱水費の削減等が期待できる。
- 意見4 使用料の徴収については、市民センターのあり方を議論する審議会を立ち上げ、時間をかけて十分検討したうえで実施すべきである。
- 意見5 地元以外に施設を利用させない市民センターが見受けられるので、施設が空いているときは、使用料を徴収して、地元以外の団体や企業等に積極的に施設を開放すべきである。
- 意見6 平成元年以来、政策的に使用料を無料としているので、有料化については、今回の審議会を一つの契機として捉え、中長期的に検討すべきである。
- 意見7 有料化が望ましいが、郊外の市民センターで人が集まらなくなり、地域の結びつきが弱くなることなども懸念される。様々な課題を考慮しつつ、中長期的に検討すべきである。

### 2 墓地公園管理使用料

- 質問1 人件費が減少している理由は。
- 回答1 平成28年度から墓地公園の維持管理を民間委託化した。これにより委託料は増加したが、人件費を含むトータルコストは減少した。
- 質問2 空き区画の解消に向けて、具体的にどう取り組むのか。
- 回答2 空き区画の大部分を占める第4種区画は新規造成区画であり、随時募集を行うことにより空き区画の解消を進めていく。第4種の空き区画をすべて解消すると、受益者負担率は87.5%まで改善する見込みである。
- 質問3 利用は市民に限定されるのか。
- 回答3 条例上の制限はないが、市民優先で販売する。
- 質問4 使用料の収納率は。
- 回答4 平成27年度決算ベースで95.1%。引き続き滞納整理を組織的に進めていく。

### 3 斎場使用料（式場等）

質問1 受益者負担の考察に使用料の見直しに向けた検討を進めるとの表現があるが、これは引き上げという理解でよいか。

回答1 待合室の改修に合わせて料金を上げるべきと考えている。

質問2 新ごみ処理施設の整備に伴い、常澄地区に斎場建設の構想があると聞いているが、現在の斎場はどうなるのか。

回答2 今年度、新たな斎場の整備に向けた基本構想の策定を進めている。  
市としての最終的な政策決定はまだであるが、基本的に現在の斎場と2施設体制となる予定である。

意見1 見直しに当たっては、民間セレモニーホール等の料金もよく調査して進めてほしい。

### 4 し尿処理手数料

質問1 下水道整備による処理量の減少に伴い、歳入が減っているが、収集運搬委託料は固定料金のため、コストが増えるという構造なのか。

回答1 単価制を採用しているので、処理量が減れば委託料の支出も減る。  
コスト削減に向けては、行財政改革プラン2016に位置づけられている民間活力の活用推進について、今後検討を進めていく。

質問2 収納率はどれくらいか。また、他の歳入と比較した収納率の評価はどうか。

回答2 収納率は約95%。残りの5%はいわゆる生活困窮者が多くを占めている。  
客観的なデータはないが、他の歳入と比較すると、収納率は高い方だと考えている。

### 5 浄化槽汚泥処分手数料

質問1 運営コストの委託料でその他に記載されている110,211千円の内訳を明示してほしい。

回答1 施設維持管理、定期点検整備委託が主なものである。  
→委託料の内訳について、追加資料の提出を指示。

質問2 下水道整備等に伴う一般廃棄物処理業の合理化に関する特別措置法とは。

回答2 下水道普及に伴い、業務が減少するし尿、浄化槽関係業者を保護支援するための法律。水戸市でも3業者を指定し、代替業務の提供を行っている。

質問3 民間活力の導入により、見川クリーンセンターのコスト軽減を図るとのことだが、今後どのように取り組んでいくのか。

回答3 処理量の減少により施設規模が過大となっている。また、老朽化も進んでいることから、施設の大規模改修が必要であるが、その前提として水戸・常澄・内原地区の処理区域の統合について整理しなければならない。この政策的課題を整理する中で、包括的民間委託などを検討していきたい。

## 6 市営住宅汚水処理場使用料

質問1 人件費が未計上であるが、その理由は。

回答1 市営住宅の管理としては、指定管理業務、家賃、駐車場使用料及び汚水処理場使用料の徴収など様々な業務があるが、汚水処理場使用料の徴収業務は、事務負担がほとんど生じないことから、人件費を計上していない。

質問2 使用料等審議会の答申を踏まえ、今年度から下水道使用料を引き上げたが、この料金を下回っているのではないか。

回答2 下水道の平均的な使用料は、2人世帯で月額2,660円、3人世帯で月額2,930円である。汚水処理場が設置されている市営住宅の入居世帯を調べると、独居世帯及び2人世帯が多くを占めるため、月額2,700円の使用料は適正であると考えている。

質問3 施設の入居率は。

回答3 3施設の平均で約90%である。

質問4 世帯人数が減少しても使用料が変わらないとのことだが、入居者から苦情はないのか。

回答4 戸あたりで徴収するという条件で入居しているため、特に苦情はない。

質問5 今後の下水道整備に伴う汚水処理場の廃止予定は。

回答5 見川住宅は今年度中、酒門住宅は平成30年度に下水道へ接続予定であり、汚水処理場を利用するのは柳河町住宅のみとなる。